

県民意見募集で寄せられた主なご意見

【★印は、原案から変更するにあたって参考としたご意見】

分野	項目	意見の概要	意見に対する県の考え方	
(1) 入札参加資格申請	技術者数の条件等	登録事項や所属技術者の雇用の確認を厳格にすべき。	入札参加資格審査では、技術者の常勤性の確認などについて厳格に審査します。	
(2) 入札に参加するために必要な条件	A. 成績条件	業務成績による参加条件を適正に実施すること。	入札における条件については、適正に審査します。	
	B. 支店・営業所条件	支店・営業所については、実態を十分把握し、無理のない最小限の体制の確保とすること。	支店・営業所等については、必要に応じ現地調査を実施することとします。支店、営業所等の認定条件は別途公表します。	
	C. 地域条件	★【土木設計】	遠隔地の業者が落札した場合、地域の住民の要望が成果に活かさない。地域の特性を理解している地域の業者が参加できる制度にしてほしい。	測量一般の業務については、県内一円の地域条件とするとご意見にあるように、入札に参加できる者が著しく多くなり、また、内容も現場が中心となるものであることから、地域性を考慮しつつ競争性が確保できる地域条件とします。予定価格250万円未満の業務(区分A)については海草・那賀・伊都、有田・日高、西牟婁、串本・新宮の5ブロックに、予定価格250万円以上の業務(区分B)については海草・那賀・伊都・有田、日高・西牟婁・串本・新宮の2ブロックに分割することとします。
		★【測量一般】	簡易な業務(区分A)について、県内一円ではなく複数の地域に分割して欲しい。	
		★【測量一般】	地域に根ざし信頼されている地元業者が業務を円滑に遂行できる。	
		★【測量一般】	外業が多く遠隔地での業務遂行は厳しい。	
		★【測量一般】	入札参加できる業者の数が多く、過当競争となり、ダンピングによる受注も予想される。250万円未満(区分A)や250万円以上の業務において、県内一円ではなく複数の地域に分割して欲しい。	
		★【測量一般】	県内業者の地域条件を県内一円としているが、建築物用途、建築規模等によりA～C区分と幅をもたせるよう分割されたい。	
	D. 登録条件	★【土木設計】	品質確保のため、簡易な業務(区分A)は、国へのコンサルタント登録を条件してはどうか。	土木関係建設コンサルタント業を営むことについては、国への登録が必要ではありません。今回の入札制度においては、県内業者の育成も考慮していることから、簡易な業務(区分A)については、厳しい条件を設けず、一定の能力を持ち、実績のある信頼できる業者であれば入札に参加できる制度としています。制度(案)にあるように一定の業務成績条件や技術者条件、実績条件を定めることにより、品質の確保が十分図れると考えています。
		★【土木設計】	設計業務では主任技術者と照査技術者の2名が必要であり、簡易な業務(区分A)でRCCM1名の入札参加条件は易しすぎるのでは。	土木関係建設コンサルタント業務について、簡易な業務(区分A)は、県内業者のみでの入札となるため、県内業者の育成の観点から技術者条件についてRCCMの試験合格者まで認めることとしています。一般的な業務(区分B)は、県内業者で入札に参加できる者が少ないために県外業者との混合入札とされていますが、簡易な業務に比べ、より技術力が必要とされるため、技術者条件を厳しく設定しています。ただし、県内業者育成の観点から、県外業者の条件は、県内業者よりさらに厳しく設定していません。
	E. 技術者条件	★【土木設計】	RCCMは、技術管理者又は技術士の指導の下で活躍が可能であり、単独で評価するには問題あるのでは。	
		★【土木設計】	簡易な業務(区分A)には資格者が少ない会社でも入札に参加が可能であり、技術者数が多い業者と少数の業者が同じ土俵で競争することになり、小規模業者の成長の阻害となる。	
		★【土木設計】	昨今の経済状況により技術士の雇用ができなく、コンサルタント登録をしていなくても、まじめに勉強し長年の経験と努力でRCCM資格を取得した者にとっては技術の研鑽、地元業者の育成に繋がる。	
		★【土木設計】	区分Aにおいて、「会社全体の技術士等又はRCCM又はRCCM資格試験合格者があわせて2名以上」としては。	
		★【土木設計】	資格者を急に確保することは難しく、県内業者育成という観点からも、区分Bの当該部門の技術者を当面1名として欲しい。	
★【土木設計】		区分Bでは、分野を問わず「国への登録及び技術士等又はRCCMが2名以上で、その内当該分野の技術者が1名以上」としては。ただし、区分Bへの県内業者の入札参加可能業者が少ないことから、区分Bの入札参加条件を満たさない場合でも、区分Aの入札参加可能業者の中から、区分Bへの参入を促す機会を設けて欲しい。		
★【土木設計】		国家資格のみの評価や官公庁の実績の観点では、大手コンサルタント及び長年に渡り官公庁の仕事を受注している業者のみが有利な立場となり、零細企業の育成及び意欲を損なうと思われる。民間資格も評価されたい。		
★【土木設計】		技術者条件を緩くし過ぎると、大手県外コンサルが和歌山県に新会社を設立し、県内業者を圧迫する可能性や、県内に大きな会社は無くなり、小規模の会社に分散される。		
★【土木設計】	有資格者を新規に採用して新会社を設立し技術者の数さえあれば、競争入札に参加できるシステムは問題があるのではないかと。今までの実績は加味されないのか。			
★【土木設計】	所属技術者の条件を、近畿地方の営業所に限ること。	県内業者及び県外業者の区分は、本店の所在地で判断することとします。今回の制度では、一定の能力を持ち、実績のある信頼できる業者が入札に参加できる制度としています。県の入札参加資格を得て、業務成績条件、支店・営業所等条件(県外業者のみ)、地域条件、所属技術者条件、実績条件を満たせば、誰もが入札に参加できます。所属技術者については、雇用の有無を確認いたしますが勤務場所については問いません。		
★【測量一般】	測量業を営む場合は最低1名の測量士が必要であることから、もう少しハードルを高く設定すべき。例えば、250万円未満の業務(区分A) 測量士1名+測量士補1名	250万円以下の業務(区分A)については、これまでの指名競争入札においても測量士1名以上の業者から指名していた経緯があるため、同じように条件を設定しました。委託業務については、建設工事のようにランク分けし入札に参加できる区分を設けることは考えていません。		
★【測量一般】	測量士1名の業者が参加できる業務を原案の250万円以下から350万円程度に引き上げるべき。(区分A)			
★【測量一般】	250万円以上の業務の入札に参加できる者は、250万円未満の業務に参加できないようにしては。			
★【土木設計】	県の入札参加資格を得ている業者以外に100社程度が国土地理院に測量業者登録している。経験のある資格者を新規採用することで入札に参加できることになれば既存業者の存亡にかかわる。	県の入札に参加するためには、入札参加資格を得ることが最低の条件となります。入札参加資格を得た者は、設定された条件を満たす者が入札に参加できることとなります。今後、入札に参加できる業者の数が増えた場合は、必要に応じて制度を見直すこととします。		

分野	項目	意見の概要	意見に対する県の考え方
(2) 入札に参加するために必要な条件	F. 実績条件	【建築設計】 建築関係コンサルタント業務の簡易な設計の業務(区分A)と一般的な設計の業務(区分B)において、一級建築士が1名と2名とに条件が分けられているが、対象建築物の差ほど技術的な差がないものと考えられるため、建築種別ではなく面積等規模により区分して欲しい。	一定の期間内に業務を遂行する必要があるため、一般的な業務(区分B)においては、一級建築士が2名以上必要と考えています。
		区分Bについて、設計の中心となる者が資格を持ち、それをサポートする者の体制が整えば十分達成できる業務と考える。例えば「一級建築士1名+二級建築士1名」以上とされたい。	
		同一場所で建築士事務所を共同経営している場合は、合算した数で技術者を評価されたい。	入札参加資格は事業主単位で認定しており、事業主と雇用関係がない場合には、所属技術者として認められませんか。
		区分Cの協同組合の建築士50名以上を20名以上とすべき。	会社組織では常に人員が確保されていますが、協同組合員は日常は独立して業務を行っている組合員の中から建築士を選定するため、50名は必要と考えています。
		【補償コンサル】	
		物件部門等(区分B)に建築士の資格者の条件を追加されたい。	国への登録を条件として求めていることから、当該部門の補償業務管理者が所属する業者のみが入札に参加できることから、品質の確保が図れると考えています。
		【土木設計】	
		各会社の各分野の実績(それぞれ各会社の得意な分野)を充分に加味されたい。	業務の区分に応じて、求める受注実績は違います。
		和歌山県が過去発注している業務実績を参考に入札参加条件に加えて頂き、測量設計業協会等で取り組んできた技術力向上を目的とした勉強会が活きてくるような入札制度とされたい。	簡易な業務(区分A)においては、国等の受注実績を求め、一般的な業務(区分B)においては、同じ部門の国等の受注実績を求め、高度な業務(区分C)は同種業務の受注実績を求めることで、信頼性を確認することとしています。
		実績条件は単なる受注実績でなく、業務規模を考慮されたい。	
	【全般】		
	設計や測量は個人の技術力に負うことが多く、会社の技術力評価を技術者数だけで評価できるのか。過去の実績や成果品の評価を適切に判断すべきでは。	今回の制度は、一定の能力を持ち、実績があり信頼できる業者が入札に参加できる制度としています。	
	実績のない新規業者でも、一定の資格者がいれば入札参加できる制度では、不良業者の増加をまねき、地道な努力を積み重ねてきた実績ある業者が廃業に追い込まれる。	県の入札参加資格を得て、業務成績条件、支店・営業所等条件(県外業者のみ)、地域条件、所属技術者条件、実績条件を全て満たす業者が入札に参加できる制度となっています。	
	実績のない業者については、レベルの低いランクからはじめ、能力を見極めてから上のランクへ入札参加できるようにすべきでは。	入札に参加するためには、全ての条件を満たす必要があるため、能力の無い業者が入札に参加できない制度としています。仮に、能力の無い業者が落札し、他の業者に丸投げしたり、品質の悪い業務を行った場合は厳格に対処します。	
	より信頼できる業者のみの参加となるよう実績は3~5年程度の期間とすべきでは。	実績を認める期間を短縮すると、入札に参加できる者の数が少なくなることが考えられ、競争性を確保するため、実績を求める期間を10年間とするのが適切と考えています。	
	【土木設計】【測量一般】		
	測量機器を有していることや使用ソフト等の調査を実施すべきでは。	委託業務については、基本的に再下請けは認められていないことから、再下請けが発覚した場合には契約違反として、厳格に処分を行います。	
	準県内業者と認められていた者に配慮して欲しい。	指名競争入札において、県内の支店に一定の職員を有し県内雇用に貢献して頂いている県外業者を準県内業者と認定し、優先して指名していましたが、条件付き一般競争入札の導入に伴い、条件を満たす場合は誰でも入札に参加できることから、準県内業者の認定制度は廃止することとします。なお、県内、県外業者の区分は、本店の所在地により行いますが、県外業者には、県内に支店、営業所等を有している条件を設けます。	
	高度な技術を要する業務(区分C)で、県内コンサルタントのJVによる参加機会を認められたい。	現場事務所を設置し、技術者が共同で作業する請負工事に比べ、基本的に幹事会社での作業となる委託業務では十分な技術移転が望めないと考えられます。また、個別業務ごとの利益を把握しづらく、構成員間での配分も困難が予想されることから、委託業務におけるJV制度については、今後の検討課題としたい。	
	【測量】		
「公的機関の検定を受けた測量機器を使用すること」の条件を付すべきでは。	基本測量や公共測量に該当するものについては、特記仕様書等で条件を付することとします。		
【補償コンサル】			
物件部門の簡易な業務(区分A)の範囲を拡げて欲しい。	300㎡は農家集落住宅1軒もしくは標準住宅2軒程度を想定し設定しています。これ以上の規模の調査については、一定の能力が必要と考えています。		
7部門すべてに簡易な業務の範囲を定め、県内業者の受注の拡大及び実績が積めるようにして欲しい。	土地調査部門及び物件調査部門以外については、特殊業務のため、簡易な範囲の設定は困難です。		
【地質調査】			
前年度の業務成績の平均値で区分して欲しい。 また、地質調査に関する技術者を有する場合、業務成績の加算対象として欲しい。	委託業務については、業者数が少ないこともありランク分けは考えていません。業務成績については、会社としての実績を求めることとしています。制度については、今後必要に応じて見直すこととします。		
ボーリング機械の保有を条件とすべきでは。	実績条件等を求めることで、業務の遂行が可能と考えています。能力が無く、丸投げ等の行為が判明した場合は厳格に対処します。		
(3) 最低制限価格の設定	予定価格1,000万円以上の業務にも最低制限価格を設定して欲しい。		
	競争が激しくなり、仕事を取るためには、限界の価格以下でも応札せざるを得ない。その結果、人件費の削減、作業の効率化が必要となり、「最低限度の品質」となってしまう。最低制限価格の設定が必要。	「最低制限価格」は、その価格を下回ると自動的に失格となる価格です。1千万円未満の業務においては過剰なダンピングを防止するため最低制限価格を設けることとしますが、規模の大きい業務においては、業者の工夫による経費の削減効果も見込めることから、最低制限価格を設けないこととしています。	
	最低制限価格は設計金額の80%前後で設定されたい。		
	最低制限価格ではなく、調査基準価格とすべき。	「最低制限価格」でなく、その価格を下回ると適正な業務の遂行が可能か調査する「低入札価格調査制度」における「調査基準価格」の設定については、調査における判断基準が現時点では明確でないため設けないこととしています。	
	応札額による変動制では、高値落札となる可能性がある。県側で設計内容を勘案し、変動制として最低制限価格を設定すべき。		
	最低制限価格を応札額による変動制とすると、適正価格で入札した企業が失格となる事態が生じる。資本主義社会では、競争という論理は当然の事。	競争性を確保することは必要ですが、過剰なダンピングを防止するため「最低制限価格」を設定します。「最低制限価格」は事後公表としますが、漏洩等を防止するため変動制とします。	
	最低制限価格の設定について、入札結果と平均落札額に応じた落札係数などを詳細に公示されたい。	「最低制限価格」の計算方法については、事前公表します。また、「最低制限価格」は、入札結果と同時に公表します。	

分野	項目	意見の概要	意見に対する県の考え方	
	(4) 不正及び不適格行為による処分	技術者の在籍確認を徹底し、不正行為を取り締まることで不良不適格業者の排除をすべき。	落札者決定の際に、社会保険等で在籍の確認をします。 不正行為があった場合は、厳格に対処します。	
(5) その他	A. 指名競争入札の維持	一般競争入札になると競争性が非常に高くなり、最低制限価格ラインで価格を入れないと受注が出来ないと思われ、又、受注することも大変難しく会社の経営状態も不安であることから指名競争入札とされたい。	競争性、公平性、透明性を高めるため、平成20年6月から建設工事に係る全ての委託業務に条件付き一般競争入札を導入することとしていますのでご理解願います。 制度の導入にあたり、①不良不適格業者の排除、②業務の品質確保、③県内優良業者の育成に配慮したものとしています。	
		一般競争入札の実施日の延期又は段階的導入とされたい。	制度を理解していただくため、県内各地での説明会の開催、相談窓口の設置等により、きめ細やかに対応しており、今後とも丁寧な対応を行ってまいります。	
	B. その他	【土木設計】【測量一般】		
		同一業者が測量と土木設計のどちらかにしか入札参加できない制度とすべき。	入札参加資格を得て、入札における条件を全て満たす者は、入札に参加することが可能な制度としています。	
		測量と設計を完全分離していただきたい。	測量と設計については、分離発注することを原則としています。	
		【建築設計】		
		建築の設計は創作活動であることから競技設計やプロポーザル等による選定を多用されたい。	高い知識や構想力・応用力が必要な業務は、透明性を確保した上でプロポーザル等による選定も実施します。	
		【全般】		
		県内中小企業の受注機会を増大を図ることとされたい。	条件付き一般競争入札の導入にあたり、県内業者の育成に配慮しています。 県内業者により履行可能な業務は、競争性が確保できる限りは県内業者への発注を原則としています。	
		一般競争入札により、受注ができない地元業者に、災害時のみ指名競争入札で酷使されるのは問題である。	災害時等の緊急の場合は、指名競争入札を行うことがあるとしていますが、緊急に対応することが必要な場合と考えており、ご理解願います。	
		1つの業者が処理能力を超えて業務を集中して受注した場合の措置を勘案されたい。	自社で業務を行わないで、丸投げするような行為は契約違反で処分の対象となります。 また、業務の内容に重大な瑕疵がある場合にも処分の対象となります。 過去3ヶ月もしくは6ヶ月に低い業務成績がある場合には、入札に参加できないなど、粗雑な業務を行うような者の排除を行います。 今後、必要に応じて制度の内容を見直します。	
一般競争入札の実施にあたり、質問等受付期間を十分に確保されたい。	一定規模以上の業務については、電子入札において質問期間を設けることとします。 小規模な業務については、入札にかかる期間を短縮するため、電子入札での質問期間は設けませんが、質問等については、従来どおり対応します。			
入札参加業者についての情報公開を徹底されたい。	入札結果につきましては、入札執行調書により落札者及び他の応札者、応札額等を公表します。			
年間発注案件に関する四半期ごとの実施計画及び発注予定業務等を公表されたい。	工事と同様に発注予定業務の公表を行うこととし、早期に公表するようにします。			